

# 兵庫県立伊丹西高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立伊丹西高等学校

## 1 本校の方針

校訓「克己・協調・創造」の理念に基づき、自分に打ち勝つ強い心や他者に対する思いやりの心、目標に立ち向かうチャレンジ精神を養い、生涯にわたって生きがいのある人生を切り拓き、常に社会に貢献できる人材を育成することを目標としている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。生徒指導面で落ち着いてきたものの、心に悩みを抱える生徒あるいは配慮を要する生徒もおり、心のサポート委員会（教育相談委員会）が中心となりキャンパスカウンセラーと連携しながら迅速に対応する。

いじめについては、当事者の立場に立って未然防止に努める。情報モラル教育を推進するとともに早期発見・早期対応を徹底する。そのために面談やいじめアンケート等で得られた情報を心のサポート委員会（教育相談委員会）で協議し、必要に応じていじめ対応チームを組織する。学級担任等が問題を抱え込まないように組織的な対応をする。いじめの未然防止に向けて、「いじめは、どの学級、学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもつと共に、地域・家庭・学校の三者が好ましい関係を構築する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、養護教諭、キャンパスカウンセラー等の専門的な知識を有する者を中心とした、教育相談体制、生徒指導体制を構築する。 **別紙1** 校内指導体制及び関係機関

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのポイントを別に定める。 **別紙2** いじめ早期発見のポイント

さらに、「ITAMI WEST なんでも相談BOX」を設置し、リアルタイムで生徒の悩みや苦しみを把握し教育相談の充実を図る。

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に対する多様な取組を体系的・計画的に行う。いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの防止、早期発見・早期

対応について共通理解と対応能力の向上を図る。 **別紙3** 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。 **別紙4** 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家及び専門機関を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 その他の事項

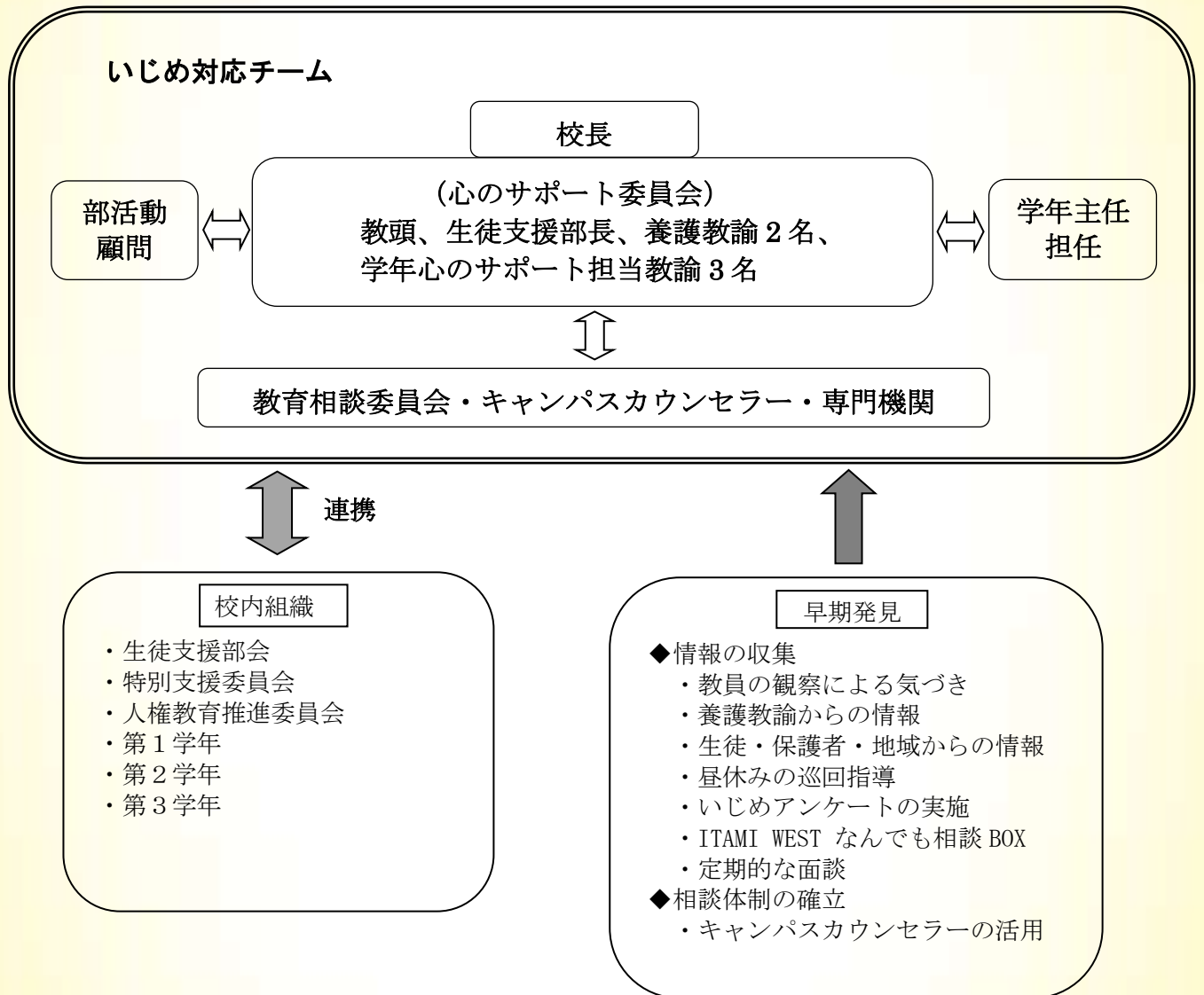
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて活動を見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

## 校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 心のサポート委員会を中心に情報交換を行い、いじめを認識した場合には迅速にいじめ対応チームを中心に早期解決に向け組織的に全力で取り組む。
- 3 特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全体で報告・連絡・相談を確実にし、共通理解を図り学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### <いじめ対応チームの構成員>



※ 日常は月に1回開催される心のサポート委員会を中心に、気になる生徒の情報交換を行う。

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集し、他の校内組織とも連携する。

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- SNS上に個人を対象に誹謗・中傷するような書き込みがある

## いじめられている生徒

### ◎ 日常の行動・表情の様子

- 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする
- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
- 早退や一人で下校することが 増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる
- 発言を強要され、突然個人名が出される
- 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする

### ◎ 授業中・休み時間

- 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 決められた座席と違う場所に座っている
- ひどいアダ名で呼ばれる
- 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない
- 不まじめな態度、ふざけた質問をする

### ◎ 昼食時

- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 笑顔がなく、黙って食べている
- 弁当を一人で食べることが多い

### ◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- 目の前にゴミを捨てられる
- 掃除をさぼることが多くなる

### ◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、靴箱に落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 顔や手足にすり傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

## いじめている生徒

- 多くのストレスを抱えている
- 悪者扱いされていると思い、ムキ・乱暴になる
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う
- 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
- 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている
- 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
- 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする
- 教師が近づくと、集団が不自然に分散する

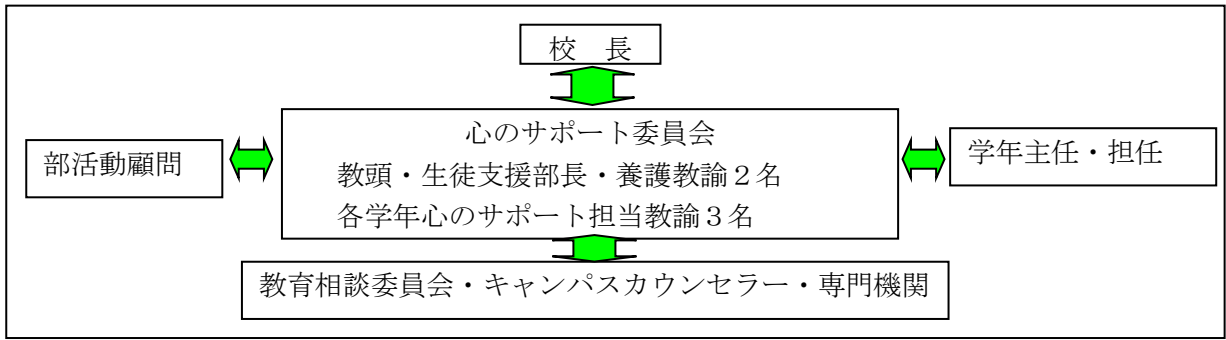
# 年間指導計画

別紙3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	事故・事案発生時、緊急対応会議の開催※1					
職員会議 いじめ対応 チーム会議 研修等	心のサポート委員会 教育相談委員会 いじめ対応チーム会議 職員研修会 年間指導計画立案	心のサポート委員会 教育相談委員会 いじめ対応チーム会議	心のサポート委員会 教育相談委員会	心のサポート委員会 教育相談委員会	教育相談研修会	心のサポート委員会 教育相談委員会
未然防止へ 向けた取組	新入生オリエンテーション 生徒支援部長講話 サイバー犯罪防止講演会	教科担当者会議	市内中高連絡会による情報収集	学校評議員会 生徒支援部長講話		生徒支援部長講話
早期発見に 向けた取組	教育相談 中学校訪問による情報収集 個人面談週間	教育相談 保護者会における保護者向け啓発 活動	教育相談 いじめ等に関するアンケート実施	教育相談 個別面談（生徒・保護者） いじめ等に関するアンケート結 果報告	個別面談（生徒・保護者）	教育相談 個人面談週間
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	事故・事案発生時、緊急対応会議の開催※1					
職員会議 いじめ対応 チーム会議 研修等	心のサポート委員会 教育相談委員会	心のサポート委員会 教育相談委員会	心のサポート委員会 教育相談委員会	心のサポート委員会 教育相談委員会	心のサポート委員会 教育相談委員会	心のサポート委員会 教育相談委員会 今年度の評価と次年度の課題
未然防止へ 向けた取組	強化担当者会議 市内中高連絡会による情報収集 人権HR	学校評議員会 創立記念講演会	生徒支援部長講話	生徒支援部長講話	学校評議員会 市内中高連絡会による情報 収集	生徒支援部長講話
早期発見に 向けた取組	教育相談	教育相談 いじめ等に関するアンケート実施	教育相談 保護者会における保護者向け啓発 活動 いじめ等に関するアンケート結果報 告	教育相談	教育相談 いじめ等に関するアンケート実 施	教育相談 いじめ等に関するアンケート結 果報告

- ※1：緊急対応会議：事故・事案発生時には、いじめ対応チームによる緊急対応会議を開催・対応する。
- ※2：職員研修：いじめ防止基本方針を確認し、本校の指導方針や指導計画を提示し、全職員で共通理解を図る。
- ※3：教育相談研修会：本校のキャンパスカウンセラーなど外部講師による体験型の研修などを行い、カウンセリングマインドについての研修を行う。
- ※4：心のサポート研修会：外部から専門家を招き、いじめや生徒の孤立化、不登校の早期発見・早期対応と専門機関や保護者との連携に関する研修会を実施する。
- ※5：創立記念講演会：社会でご活躍されている方を講師に招き、近隣校や地域にも案内を出し、人の生き方やあり方をテーマにした講演会を実施する。

組織的対応  
いじめ対応チーム



具体的流れ

